

一宮市ハンドボール協会規約

(名称)

第1条 本会は一宮市ハンドボール協会と称する。

(目的)

第2条 本会は一宮市民のハンドボールの普及振興と技術の向上を図り、併せて会員の相互の親睦を図ることを目的とする。

(会員)

第3条 本会の役員は、本会の趣旨に賛同するハンドボールの愛好者であり、団体及び個人を以って組織する。

(事業)

第4条 本会は第2条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1 ハンドボール普及発展を図るための事業
- 2 選手の育成強化に関する事業
- 3 審判技術の向上に関する事業
- 4 各種スポーツ団体との連携並びに協力
- 5 その他、本会の目的を達成するに必要な事業

(役員)

第5条 本会に次の役員をおく。

会 長	1 名
副会長	1 名
理事長	1 名
事務局長	1 名
理 事	全会員
会 計	1 名
監 事	若干名

(会長)

第6条 会長は理事会において推挙する。
会長は本会を代表し、会務を総括する。

(理事長及び理事)

第7条 理事長は理事の互選により、会長が委嘱する。理事長は会長を補佐し、会長が欠席するときは職務を代行する。理事は全会員とし、理事会を構成し会務を処理する。

(会計)

- 第8条 会計は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
会計は理事長を補佐し、会務を処理し経理を司る。

(監事)

- 第9条 監事は理事会の推薦により、会長が委嘱する。
監事は会計を監査する。

(顧問・参与)

- 第10条 本会に顧問・参与を置くことができる。
顧問・参与は、理事会の推薦により、会長が委嘱する。顧問・参与は理事会の諮問に応じ、会務に参画することができる。

(任期)

- 第11条 役員の任期は2か年とし、就任後第2回の定期集会までとする。
但し、役員の再任は妨げないものとする。
役員の補欠または増員により就任した役員の任期は、前任者と同一とする。
顧問・参与の任期も役員の任期に順ずる。

(会議)

- 第12条 本会には次の会議を持ち、会長が召集し、議長となり議事を司る。
- 1 定期総会 年1回とし毎年4月中に開催し、事業計画、事業報告、予算、決算、役員の改選、規約の改正等を審議し、承認可決するものとする。
 - 2 臨時総会 必要に応じて会長が召集し、前項に準ずるものとする。
 - 3 理事会 会長の委嘱を受けて、本会の事業運営に必要な事項を審議する。この場合、理事長が議長となることもある。

(経費)

- 第13条 本会の経費は次に掲げるものをもってこれに充てる。
- | | |
|-------------------|----------|
| 1 本会に交付される委託金、補助金 | 2 寄付金 |
| 3 参加料（事業収入） | 4 その他の収入 |

(会計年度)

- 第14条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

- 1 本規約は、平成20年4月1日より実施する。
- 2 本会の事務所は、会長宅に置く。